Capital Asset Planning, Inc.

# 第29回 定時株主総会
# 招集ご通知

**開催日時**
平成29年12月19日(火曜日)
午前10時

**開催場所**
大阪市北区堂島1丁目5番25号
ホテル エルセラーン大阪
5階エルセラーンホール

**議決権行使期限**
平成29年12月18日(月曜日)
午後6時

目 次


- 第29回定時株主総会招集ご通知……1
- 添付書類
  - 事業報告……2
  - 計算書類……17
  - 監査報告書……28
- 株主総会参考書類……31
  - 第1号議案　剰余金処分の件
  - 第2号議案　取締役6名選任の件
  - 第3号議案　監査役1名選任の件
  - 第4号議案　退任監査役への退職慰労金贈呈の件
  - 第5号議案　ストックオプション(新株予約権)を発行する件



株式会社キャピタル・アセット・プランニング
証券コード:3965

証券コード　3965
平成29年12月４日

株　主　各　位

大阪府大阪市北区堂島二丁目４番27号
株式会社キャピタル・アセット・プランニング
代表取締役社長　　北　山　雅　一

# 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年12月18日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **開催日時**　平成29年12月19日(火）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. **開催場所**　大阪府大阪市北区堂島１丁目５番25号
ホテル エルセラーン大阪　５階（エルセラーンホール）
3. **会議の目的事項**

**報告事項**　第29期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金処分の件
**第２号議案**　取締役６名選任の件
**第３号議案**　監査役１名選任の件
**第４号議案**　退任監査役への退職慰労金贈呈の件
**第５号議案**　ストックオプション（新株予約権）を発行する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
　また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www2.cap-net.co.jp)に掲載させていただきます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景として消費も持ち直し、緩やかな回復が続いております。当社が属する情報サービス産業におきましては、一部で設備投資に慎重さが残るものの、金融機関を中心にフィンテックやＡＩ（人工知能）の活用ニーズの高まりもあり、ＩＴ投資は堅調に推移しておりますが、一方で投資やサービスの効果に対する顧客要求の高まり、保守・運用コスト削減ニーズに加えて、慢性的な開発技術者不足など、価格競争の厳しさ及び製造原価の上昇が続いております。

このような環境のなか、当社においては、生命保険会社向けの①ライフプランシステム、②エステートプランシステム、③設計書システム、④申込書システム、⑤生命保険契約ペーパーレスシステム等の販売を強化し、バックオフィス業務の省略化、効率化を実現するフロントエンドシステムの開発を進めました。特に銀行及び対面証券会社における生命保険・個人年金保険の窓口販売の拡大により、当事業年度の金融機関代理店向け販売業務プロセス最適化システムの受託が拡大いたしました。また総合資産管理システム、アセットアロケーションシステム等のプラットフォーム販売及び当システムを活用した富裕層向けの資産管理コンサルティング契約の獲得も順調でした。一方で、受託案件増加に伴う外注費の増加、新技術の習得やフィンテック関連の研究開発、業容拡大に伴う人材採用と育成、オフィススペース拡張等の費用や上場関連費用が発生しました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高6,011,523千円（前期比41.7%増）、営業利益340,172千円（前期比37.0%増）、経常利益327,016千円（前期比30.8%増）、当期純利益218,363千円（前期比45.0%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

平成29年４月１日に福岡開発センターを開設いたしました。

### (3) 資金調達の状況

平成28年10月７日をもって東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場に上場し、公募増資により294,400千円、第三者割当増資により44,160千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 市場のニーズに応えるシステムの開発及び提供

当社は主に生命保険会社をはじめとする金融機関にシステムを開発・提供しております。金融機関は、取扱う金融商品の増加及び消費者ニーズの多様化に対応するため、金融商品の販売に関する業務プロセスを効率的に運営する必要に迫られているほか、金融商品取引法及び保険業法等、関連する法令諸規則を遵守しなければなりません。金融機関は効率性と遵法性を両立させた業務プロセスを構築して運用することが求められており、ここに当社が開発・提供するシステムを導入する必要性があるものと認識しております。

このような環境の中、昨今のフィンテックやＡＩ（人工知能）の活用ニーズの高まりもあり、金融機関のＩＴシステム投資は堅調に推移してきております。一方で当社を含むシステム会社各社が、前述の金融機関が抱える課題を解決するためのシステムを市場に供給しているため、競争が激化しております。当社はこのような事業環境の中、市場のニーズに応える革新性あるシステムを継続的に開発・提供することが課題であると認識しております。

この課題に対処するため、当社では金融機関の業務プロセスに必要なシステムの新規開発を志向する金融機関との取引関係の維持・強化、最新のシステム技術動向についての情報収集及び金融機関の販売業務に関する法令諸規則についての情報収集等を通じて、市場をリードする新規システムを開発・提供してまいります。

特に平成29年５月26日に成立した改正銀行法による銀行証券ＡＰＩ（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）の公開により、銀行機能を組込んだ様々なサービス提供が可能となることから、当社では自動家計簿とライフプランを統合したシステム等のリリースも進めてまいります。

② 既存販売先との取引関係の維持及び新規販売先の開拓

当社は特定の保険会社への販売比率が高い状況にあります。金融機関以外に保険商品の販売代理店、会計事務所、ファイナンシャルプランナー等にもシステムを販売しておりますが、その数は限定的です。

このため、当社は、特定の販売先の取引金額の多寡が当社業績を大きく変動させるなど、特定の販売先への売上依存が当社の収益基盤を不安定なものとする要因となっていることが課題であると認識しております。

当社では、この課題に対処し、収益を安定的に確保するため、既存販売先との取引関係を維持・強化し、販売先のシステム投資予算に占める当社受注比率を高める一方、既に開発したシステムの新規販売先（保険会社、銀行、証券会社等）への提供及び金融サービスプラットフォームを運営する企業や新しいサービスを提供しているフィンテック企業との業務提携の推進等によって、新規販売先の数を増加させる方針としております。

③　受託開発収入以外の収益形態の拡大

当社の売上高は、受託開発収入、使用許諾収入、保守運用収入及びコンサルティング収入で構成されておりますが、受託開発収入の比率が高い状況にあります。

受託開発収入は、案件の獲得、失注及び納期のずれ込み等により、収益が大きく変動する可能性があり、これを課題と認識しております。

当社では、この課題に対処するため、受託開発収入以外の収益形態による売上高を増やす方針としております。具体的には、受託開発収入、システム使用者数及びシステムに登録された資産に連動した使用許諾収入を得る収入形態の採用、付加価値の高いサービスの開発並びにコンサルティング収入を得るための営業活動の推進等により、顧客から得る収益形態を多様化させる方針としております。

当事業年度におきましては、相続・財産分割ニーズに対応したファンドラップ提案システムをリリースし、銀行・証券会社向けに使用販売員数等を基準とした従量課金を開始いたしました。

④　利益の確保及び利益率の向上

当社が開発・提供するシステムは「フロントエンドシステム」であり、システムの利用者（金融機関の営業担当者や金融商品の購入を検討する顧客等）が直接システムを操作することに特徴があります。販売先ごとに異なるシステムを開発・提供する必要があることに加え、システム利用者の操作のし易さについても配慮しなければならないことから、開発過程において、一般的な基幹系システムよりも比較的多くの作業工数を費やす必要があります。厳格な工数管理を実施することが、利益を確保し利益率を向上させるための課題であると認識しております。

当社では、この課題に対処するため、社内にプロジェクトの進捗状況を管理する会議体を設けており、この会議体の運用を徹底することで、プロジェクト損失を回避してまいります。また、開発・提供にあたって多くの作業工数を必要としない既存のシステムをパッケージ化して新規取引先に販売すること、ＡＰＩにより他社アプリに提供すること等により、利益の確保及び利益率の向上を実現させる方針としております。

⑤　優秀な人材の確保

昨今、当社が属する情報サービス産業では、人材の獲得競争が激化しており、優秀な人材の確保が比較的困難な状況となっております。また、当社は金融商品の販売に係る諸問題を解決するためのシステムを提供しているため、当社従業員はシステムだけではなく保険数理、金融知識、社会保障、税務等に習熟していることが求められます。

こうした中、当社が事業を継続的に遂行し、より付加価値の高いサービスを提供するため、新規採用及び中途採用を拡充したほか、人材教育（例えば、社内ｅラーニングシステム、社内講習及び外部教育機関を活用し、業務知識、開発技術の教育）をさらに強化してまいります。

⑥　海外展開

昨今、日本を除く東アジア地域において、日本に比べ若い世代の資産家が増加しており、特に国家による社会保障制度の整備が遅れている地域の企業家及び富裕層にとって、個人の資産管理は重要な課題となっております。当社はこれを商機と捉え、当社が日本国内において開発したシステムを海外で提供することを目的に、世界各地で開催されるカンファレンスへの出展や講演を継続的に実施しております。

当事業年度におきましては、中国における投資信託の販売支援を目的とした、モデルポートフォリオ設計及び個別投資信託選択システムを提供いたしました。引続き、将来の収益源となるよう、今後も継続的に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分＼期別 | 第26期 | 第27期 | 第28期 | 第29期（当期） |
|---|---|---|---|---|
| | 平成26年９月期 | 平成27年９月期 | 平成28年９月期 | 平成29年９月期 |
| 売上高（千円） | 1,271,675 | 3,240,619 | 4,242,229 | 6,011,523 |
| 営業利益（千円） | 87,892 | 174,561 | 248,301 | 340,172 |
| 経常利益（千円） | 87,991 | 168,287 | 249,992 | 327,016 |
| 当期純利益（千円） | 54,920 | 95,593 | 150,581 | 218,363 |
| 純資産（千円） | 649,277 | 737,213 | 862,291 | 1,462,167 |
| 総資産（千円） | 1,541,939 | 2,287,183 | 2,495,699 | 3,591,420 |
| １株当たり当期純利益 | 21,588円23銭 | 37,576円14銭 | 73円99銭 | 86円44銭 |

（注） １．第26期は決算期変更により、平成26年４月１日から平成26年９月30日までの６ヶ月間となっております。
２．当社は、平成28年５月27日付で普通株式１株につき400株及び平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。平成28年９月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容

① システム・インテグレーション業務

生命保険会社、銀行、証券会社に対し、オープン・システム（様々なメーカーのソフトウエア・ハードウエアを組み合わせて構築されたシステム）を前提とし、ハードウエア、ソフトウエアのインフラにとらわれないアプリケーションシステムのコンセプト・メイクから実装までを行っております。

1) 生命保険会社向けシステム･･･保険設計書・申込書発行システム、契約者向け保険情報提供サイト、顧客管理（ＣＲＭ）システムの構築（Ｗｅｂ版、ＰＣ版、スマートフォン版）、ライフプランニング、公的年金試算、リタイアメント・シミュレーション・システムの構築（Ｗｅｂ版、ＰＣ版、スマートフォン版）

2) 銀行・証券会社向けシステム･･･投資信託・生命保険・個人年金保険窓口販売支援システム、窓口販売用ポートフォリオ設計システム、個別銘柄選択システム（Ｗｅｂ版、ＰＣ版、スマートフォン版）、確定拠出年金契約者向け情報提供システム、将来資金運用予想システムの開発（Ｗｅｂ版、スマートフォン版）

② 統合資産管理システムWMW（Wealth Management Workstation)の提供

WMWをクラウドコンピューティングの環境において提供し、使用ライセンス数及び管理口座数等に基づく使用料課金を行っております。

③ 統合資産管理システムWMWを活用した資産家向けエステートプランニングの提供

資産家の依頼に基づき、WMWを活用しながら、当該ファミリーの全資産の現状分析を行い、事業承継、財産承継対策案を立案し、実行しております。

④ セールスオートメーションシステムであるエステートプランナーの提供

金融機関の販売員へ相続・財産承継の知識をタブレットPC上で教育するとともに、①YES・NOの質問だけで顧客プロファイリングを行い、②相続ニーズを分析し、③生命保険、遺言、信託等の提案、さらには④相続税・最適贈与額を試算するセールスオートメーションシステムであるエステートプランナーを提供しております。

⑤ 投資教育、プライベートバンキング、ファイナンシャルプランニング教育事業、その他

ポートフォリオ理論、生命保険理論、不動産ビジネス、税法から構成されるプライベートバンキング教育及びファイナンシャルプランニング教育を行っております。また、投資教育コンテンツを開発し販売員のためのユースウエアを提供しております。

(7) 主要な事業所（平成29年９月30日現在）

| 事業所名 | 所在地 |
|---|---|
| 本社 | 大阪府大阪市北区堂島二丁目４番27号 |
| 東京事務所 | 東京都千代田区平河町二丁目16番１号 |
| 福岡開発センター | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目17番５号 |

(8) 従業員の状況（平成29年９月30日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 226名 | 25名増 | 36.7歳 | 5.1年 |

（注）１．従業員には臨時雇用及び嘱託は含まれておりません。
２．平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ小数点以下第２位を切り捨てて表示しております。
３．当事業年度末において、従業員数が前事業年度末に比べ25名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(9) 主要な借入先（平成29年９月30日現在）

（単位：千円）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 522,243 |
| 株式会社三井住友銀行 | 283,366 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 250,007 |
| 株式会社近畿大阪銀行 | 200,058 |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,000,000株

(2) 発行済株式の総数　2,621,448株（うち自己株式　671株）

(3) 株主数　1,519名（前期末比　1,435名増）

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 合同会社フィンテックマネジメント | 444,800 | 16.97 |
| 特定有価証券信託受託者株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 | 340,800 | 13.00 |
| 北山　雅一 | 249,600 | 9.52 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 156,500 | 5.97 |
| 野村信託銀行株式会社（投資口） | 94,200 | 3.59 |
| 投資事業組合オリックス６号 | 92,300 | 3.52 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 65,300 | 2.49 |
| 洪　竣 | 54,400 | 2.07 |
| 里見　努 | 54,400 | 2.07 |
| 馬野　功二 | 54,400 | 2.07 |

（注）１．当社は、平成29年4月1日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。
２．持株比率は自己株式（671株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年９月30日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 北　山　雅　一 | |
| 常　務　取　締　役 | 洪　　竣 | システムソリューション事業本部 |
| 取　　締　　役 | 里　見　　努 | システムソリューション事業本部 |
| 取　　締　　役 | 馬　野　功　二 | 総務人事部兼システム管理部部長 |
| 取　　締　　役 | 青　木　浩　一 | 財務経理部部長 |
| 取　　締　　役 | 名　越　秀　夫 | 生田・名越・高橋法律特許事務所代表<br>ソフトブレーン株式会社　監査役<br>アミタホールディングス株式会社　監査役 |
| 常　勤　監　査　役 | 喜　多　　勉 | |
| 監　　査　　役 | 鵜　川　正　樹 | 鵜川公認会計士事務所代表<br>監査法人ナカチ　社員<br>株式会社アドウェイズ　監査役<br>青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授 |
| 監　　査　　役 | 川　上　章　夫 | 公認会計士川上章夫事務所代表<br>パルコンサルタンツ株式会社代表取締役 |

（注）１．取締役　名越秀夫は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役　喜多勉及び川上章夫は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役　鵜川正樹及び川上章夫は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．平成28年12月21日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、監査役三木正巳は、本人の一身上の理由により辞任いたしました。
５．当社は、取締役　名越秀夫、監査役　喜多勉、監査役　川上章夫を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人員（人） | 支給額（千円） |
|---|---|---|
| 取　　締　　役 | 6 | 184,758 |
| 監　　査　　役 | 4 | 26,980 |
| 合　　計 | 10 | 211,738 |

（注）１．平成28年12月21日開催の第28回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額500,000千円以内（うち社外取締役分は40,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。
２．上記報酬等の額には、当事業年度の役員退職慰労金の引当額13,666千円（取締役12,666千円、監査役1,000千円）が含まれております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)、監査役との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。この定めに基づき、取締役　名越秀夫、監査役　喜多勉、監査役　鵜川正樹、監査役　川上章夫と責任限定契約を結んでおります。

(4) 社外役員の主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 名　越　秀　夫 | すべての取締役会に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。<br>また、業務執行報告書により、意思決定が歪むような事象が発生していないかの確認を行っております。 |
| 常勤監査役 | 喜　多　　勉 | 当社の常勤監査役として、常時、監査業務に従事しております。すべての取締役会、監査役会に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。<br>また、監査役会を主催し、非常勤の監査役と連携をとっております。 |
| 監　査　役 | 川　上　章　夫 | すべての取締役会、監査役会に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(5) 社外役員の報酬等の総額

社外役員４名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、28,750千円であります。

報酬等の額には、当事業年度の役員退職慰労金の引当額1,000千円が含まれております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

| | |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 18,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

（注） 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬額について、監査役会は取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人仰星監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度（責任の原因となる事実が生じた日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役職員のコンプライアンス意識の浸透や向上のために必要と判断される事項を実行し、全社的コンプライアンス体制の充実を図る。

② 内部通報制度を整備し、法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為を早期に把握し解決するよう取り組む。

③ 内部監査室の内部監査を通じて、コンプライアンスの運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。

④ 監査役は、監査役監査規程等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに基づき、文書又は電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクについては、各部門の責任者が権限の範囲内にてリスクを評価し、対応策を検討する。特に重要な案件や担当部門の権限を超えるものについては、取締役会又は経営会議で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。

② 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月１回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。

③ 取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講じる。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立、取得する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該補助使用人を指名することができる。

② 指名された補助使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。

③ 指名された補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査役との事前協議を経て決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会及び経営会議その他の重要会議に出席し、又、必要に応じて取締役、使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。

(8) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。

② 監査役に報告をした者が、当該報告を理由として人事上その他一切の点で、当社から不利な取扱いを受けない。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を行う。

② 監査役は、会計監査人から会計監査についての説明を受け、定期的に情報交換を行う。

③ 監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。

④ 監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

＜当社の運用状況＞

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ＣＡＰ行動憲章を定め、毎月コンプライアンス委員会を開催し、全役職員に対しては、コンプライアンスセルフチェックを年２回及びコンプライアンス教育を年１回実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアル等に基づき、適切に管理、保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ委員会を毎月開催し、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに準じた業務運営を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行の組織的かつ効率的な運営を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在いたしません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状では、補助使用人を置いておりませんが、監査役からの要請があれば、直ちに置くことにしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役報告規程を制定しており規程に準じた運用が実施されております。

(8) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役報告規程に定めております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役からの請求の都度適切に処理しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
毎月代表取締役と監査役との意見交換会を実施しており、十分な意思疎通と信頼関係を深めております。

〜〜〜

# 貸　借　対　照　表

（平成29年９月30日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| Ⅰ 流動資産 | 2,918,589 | Ⅰ 流動負債 | 1,617,731 |
| 1 現金及び預金 | 911,589 | 1 買掛金 | 265,946 |
| 2 売掛金 | 1,588,897 | 2 短期借入金 | 600,000 |
| 3 仕掛品 | 354,872 | 3 1年内返済予定の長期借入金 | 430,580 |
| 4 前払金 | 39,738 | 4 リース債務 | 1,044 |
| 5 前払費用 | 746 | 5 未払金 | 50,071 |
| 6 繰延税金資産 | 22,151 | 6 未払法人税等 | 82,335 |
| 7 その他 | 1,880 | 7 未払消費税等 | 62,189 |
| 貸倒引当金 | △1,286 | 8 前受金 | 64,686 |
| Ⅱ 固定資産 | 672,831 | 9 預り金 | 13,857 |
| 1 有形固定資産 | 130,868 | 10 受注損失引当金 | 20,606 |
| (1) 建物 | 81,457 | 11 資産除去債務 | 26,413 |
| (2) 工具、器具及び備品 | 44,609 | Ⅱ 固定負債 | 511,521 |
| (3) リース資産 | 4,801 | 1 長期借入金 | 437,641 |
| 2 無形固定資産 | 91,544 | 2 リース債務 | 3,220 |
| (1) ソフトウエア | 53,943 | 3 役員退職慰労引当金 | 25,666 |
| (2) ソフトウエア仮勘定 | 36,670 | 4 資産除去債務 | 40,411 |
| (3) その他 | 930 | 5 その他 | 4,581 |
| 3 投資その他の資産 | 450,417 | 負債合計 | 2,129,253 |
| (1) 投資有価証券 | 403 | （純資産の部） | |
| (2) 出資金 | 101 | Ⅰ 株主資本 | 1,462,081 |
| (3) 従業員に対する長期貸付金 | 2,992 | 1 資本金 | 363,320 |
| (4) 繰延税金資産 | 8,515 | 2 資本剰余金 | 244,386 |
| (5) 差入保証金 | 341,433 | (1) 資本準備金 | 244,386 |
| (6) 保険積立金 | 96,972 | 3 利益剰余金 | 854,687 |
| | | (1) 利益準備金 | 4,003 |
| | | (2) その他利益剰余金 | 850,684 |
| | | 繰越利益剰余金 | 850,684 |
| | | 4 自己株式 | △313 |
| | | Ⅱ 評価・換算差額等 | 85 |
| | | 1 その他有価証券評価差額金 | 85 |
| | | 純資産合計 | 1,462,167 |
| 資産合計 | 3,591,420 | 負債・純資産合計 | 3,591,420 |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 6,011,523 |
| 売上原価 | | 4,833,647 |
| 売上総利益 | | 1,177,876 |
| 販売費及び一般管理費 | | 837,704 |
| 営業利益 | | 340,172 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 59 | |
| 受注損失引当金戻入額 | 80 | |
| 雑収入 | 6,210 | 6,350 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 14,115 | |
| 株式交付費 | 3,882 | |
| その他 | 1,508 | 19,507 |
| 経常利益 | | 327,016 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 2,995 | 2,995 |
| 税引前当期純利益 | | 324,020 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 117,645 | |
| 法人税等調整額 | △11,988 | 105,656 |
| 当期純利益 | | 218,363 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 平成28年10月１日残高 | 153,240 | 34,306 | 4,003 | 670,989 | 674,992 | △243 | 862,296 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 210,080 | 210,080 | | | | | 420,160 |
| 剰余金の配当 | | | | △38,668 | △38,668 | | △38,668 |
| 当期純利益 | | | | 218,363 | 218,363 | | 218,363 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △70 | △70 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 210,080 | 210,080 | ― | 179,694 | 179,694 | △70 | 599,784 |
| 平成29年９月30日残高 | 363,320 | 244,386 | 4,003 | 850,684 | 854,687 | △313 | 1,462,081 |

| | 評価・換算差額等<br>その他有価証券評価差額金 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| 平成28年10月１日残高 | △5 | 862,291 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | | 420,160 |
| 剰余金の配当 | | △38,668 |
| 当期純利益 | | 218,363 |
| 自己株式の取得 | | △70 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 91 | 91 |
| 当期変動額合計 | 91 | 599,876 |
| 平成29年９月30日残高 | 85 | 1,462,167 |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個　別　注　記　表

**１．重要な会計方針**

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……個別法による原価法

貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法。

②　無形固定資産

定額法。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法。但し、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウエアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　品質保証引当金

製品納入後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして当事業年度に対応する発生予想額を計上いたしますが、当事業年度の計上はありません。

③　受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ソフトウエアの開発契約に係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積は、原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

**２．会計上の見積りの変更**

当社は、平成29年４月20日開催の取締役会で東京事務所移転に関する決議をいたしました。

この東京事務所移転に伴い、移転後利用見込みのない建物及び当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましては、移転予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するように、当事業年度において耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益が26,962千円それぞれ減少しております。

**３．貸借対照表関係**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　211,417千円

(2) 当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行７行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 当座貸越極度額の総額 | 1,250,000千円 |
| 借入実行残高 | 600,000千円 |
| 差引額 | 650,000千円 |

## ４．株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首（株） | 増加（株） | 減少（株） | 当事業年度末（株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 普通株式 | 1,017,924 | 1,603,524 | ― | 2,621,448 |
| 自己株式 普通株式 | 324 | 347 | ― | 671 |

（注）１．当社は平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。
２．普通株式の発行済株式総数の増加1,603,524株は、新株予約権の行使による増加108,800株、公募増資による増加160,000株、第三者割当増資による増加24,000株、株式分割による増加1,310,724株であります。
３．普通株式の自己株式数の増加347株は、株式分割による増加324株、単元未満株式の買取請求による増加23株であります。

(2) 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　15,200株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年12月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 38,668 | 38 | 平成28年９月30日 | 平成28年12月22日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年12月19日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（千円） | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年12月19日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 60,277 | 23 | 平成29年９月30日 | 平成29年12月20日 |

## ５．税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| ①流動資産 | |
| 未払事業税 | 6,657 |
| 受注損失引当金 | 6,348 |
| 資産除去債務 | 8,137 |
| その他 | 3,176 |
| 小計 | 24,320 |
| 評価性引当額 | △869 |
| 計 | 23,451 |
| 繰延税金負債(流動)との相殺 | △1,300 |
| 繰延税金資産(流動)の純額 | 22,151 |
| ②固定資産 | |
| 減価償却超過額 | 16,168 |
| 役員退職慰労引当金 | 7,853 |
| 資産除去債務 | 12,357 |
| その他 | 611 |
| 小計 | 36,991 |
| 評価性引当額 | △20,206 |
| 計 | 16,784 |
| 繰延税金負債(固定)との相殺 | △8,269 |
| 繰延税金資産(固定)の純額 | 8,515 |
| 繰延税金資産合計 | 30,666 |
| | |
| 繰延税金負債 | |
| ①流動負債 | |
| 建物 | △1,300 |
| 小計 | △1,300 |
| 繰延税金資産(流動)との相殺 | 1,300 |
| 繰延税金負債(流動)の純額 | ― |

②固定負債

| | |
|---|---|
| 建物 | △8,231 |
| その他 | △37 |
| 小計 | △8,269 |
| 繰延税金資産(固定)との相殺 | 8,269 |
| 繰延税金負債(固定)の純額 | — |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 30.8% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.0% |
| 住民税均等割等 | 0.4% |
| 繰延税金資産に対する評価性引当額の増減 | 1.3% |
| 法人税額の特別控除額 | △2.8% |
| その他 | △0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.6% |

## ６．金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど１ヶ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注）２をご参照ください。

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ①現金及び預金 | 911,589 | 911,589 | ― |
| ②売掛金 | 1,588,897 | 1,588,897 | ― |
| ③投資有価証券 | 403 | 403 | ― |
| 資産計 | 2,500,890 | 2,500,890 | ― |
| ①買掛金 | 265,946 | 265,946 | ― |
| ②短期借入金 | 600,000 | 600,000 | ― |
| ③未払金 | 50,071 | 50,071 | ― |
| ④未払法人税等 | 82,335 | 82,335 | ― |
| ⑤未払消費税等 | 62,189 | 62,189 | ― |
| ⑥長期借入金<br>（１年内返済予定の長期借入金を含む） | 868,221 | 861,867 | △6,353 |
| 負債計 | 1,928,763 | 1,922,409 | △6,353 |

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格等によっております。

負　債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等、⑤未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額(千円) |
|---|---|
| 差入保証金 | 341,433 |

市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

## ７．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員 | 北山雅一 | 当社代表取締役 | (被所有)直接 9.52 | ― | 新株予約権の行使（注１） | 52,500 | ― | ― |
| 役員 | 洪　　竣 | 当社取締役 | (被所有)直接 2.07 | ― | 新株予約権の行使（注１） | 4,200 | ― | ― |
| 役員 | 里見　努 | 当社取締役 | (被所有)直接 2.07 | ― | 新株予約権の行使（注１） | 900 | ― | ― |
| 役員 | 馬野功二 | 当社取締役 | (被所有)直接 2.07 | ― | 新株予約権の行使（注１） | 6,600 | ― | ― |

（注）１．平成20年３月28日臨時株主総会決議に基づく第１回新株予約権の権利行使によるものです。

２．取引金額は、新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## ８．１株当たり情報

(1) １株当たり純資産額　　557円91銭

(2) １株当たり当期純利益　　86円44銭

（注）当社は平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。
当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

## ９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10．その他の注記

（追加情報）
繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年11月17日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング
　取締役会　御中

仰星監査法人

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　　徳丸　公義　　㊞

業務執行社員　公認会計士　　許　　仁九　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月18日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　喜多　勉　㊞

監査役　鵜川正樹　㊞

社外監査役　川上章夫　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

**第１号議案　剰余金処分の件**

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第29期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金23円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は60,277,871円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年12月20日といたしたいと存じます。

## 第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | きたやま まさいち<br>北山　雅一<br>（昭和32年２月18日） | 昭和54年11月　監査法人中央会計事務所東京事務所入所<br>昭和58年 2月　公認会計士登録<br>昭和60年 2月　陽光監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所<br>昭和60年 7月　北山公認会計士・税理士事務所を開設し、代表に就任（現任）<br>平成 2年 4月　当社設立 代表取締役社長就任（現任） | 249,600株 |
| 2 | こう　しゅん<br>洪　　竣<br>（昭和38年10月25日） | 平成元年 4月　上海中立計算機有限公司入社<br>平成 6年 9月　当社入社<br>平成11年11月　当社取締役就任<br>平成16年11月　当社取締役辞任<br>平成18年12月　当社取締役就任<br>平成28年 1月　当社常務取締役就任　システムソリューション事業本部担当（現任） | 54,400株 |
| 3 | さとみ　つとむ<br>里見　　努<br>（昭和44年５月30日） | 平成 4年 4月　日本コンピューター・システム株式会社入社<br>平成 9年 8月　当社入社<br>平成22年 4月　当社執行役員就任<br>平成23年 6月　当社取締役就任　システムソリューション事業本部本部長（現任） | 54,400株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | ばの　こうじ<br>馬野　功二<br>（昭和37年12月28日） | 昭和61年 5月　情報処理技術株式会社入社<br>昭和63年 4月　株式会社ダイヤモンドユニオン入社<br>平成 3年 7月　当社入社<br>平成11年11月　当社取締役就任　総務人事部担当<br>兼システム管理部部長(現任) | 54,400株 |
| 5 | あおき　こういち<br>青木　浩一<br>（昭和38年８月23日） | 昭和63年10月　Deloitte Haskins & Sells Japan<br>監査法人三田会計社（現有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所<br>平成 4年 8月　公認会計士登録<br>平成 7年 7月　Deloitte Touche Italy S.p.A. ミラノ事務所出向<br>平成23年12月　当社入社<br>平成28年12月　当社取締役就任<br>財務経理部部長(現任) | 1,200株 |
| 6 | なこし　ひでお<br>名越　秀夫<br>（昭和30年３月２日） | 昭和58年 4月　弁護士登録<br>山崎法律特許事務所入所<br>平成 2年12月　弁理士登録<br>平成 4年10月　生田・名越法律特許事務所代表就任<br>平成16年 3月　ソフトブレーン株式会社監査役就任(現任)<br>平成22年 1月　アミタホールディングス株式会社監査役就任(現任)<br>平成22年10月　生田・名越・高橋法律特許事務所代表就任(現任)<br>平成27年12月　当社取締役就任(現任) | ―株 |

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．名越秀夫氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届出ており、同氏の選任が承認された場合は、引続き独立役員となる予定であります。
３．名越秀夫氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識・経験及び経営全般についての幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
４．名越秀夫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。
５．当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第３号議案　監査役１名選任の件

監査役喜多勉氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏　名<br>（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する<br>当社株式数 |
|---|---|---|
| もりもと　ちあき<br>森本　千晶<br>（昭和31年12月２日） | 昭和55年 4月　近畿相互銀行（現株式会社近畿大阪銀行）入行<br>平成15年11月　箕面あお出張所　所長<br>平成17年 6月　人事部　研修室長<br>平成19年 4月　住吉支店長（住吉エリア　統括営業部長）<br>平成21年 4月　人事部（現人材サービス部）　部長<br>平成25年 4月　常勤監査役<br>平成29年 3月　常勤監査役　退任 | ―株 |

【監査役候補者とする理由】

金融機関の常勤監査役で培われた豊富なご経験を当社経営全般に活かしていただきたいため、当社監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．森本千晶氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．同氏は新任の常勤監査役候補者であります。
３．同氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
４．責任限定契約について
当社は現行定款において、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。上記の監査役候補者の選任が承認された場合、当社は候補者との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第４号議案　退任監査役への退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を辞任されます喜多勉氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| きた　　つとむ<br>喜多　　勉 | 平成20年 3月　当社監査役就任　　現在に至る |

## 第５号議案　ストックオプション(新株予約権)を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役(社外取締役除く。)および従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、および新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役の報酬額は、平成28年12月21日開催の当社第28回定時株主総会において、報酬額を年額５億円以内（うち、社外取締役分は年額４千万円以内。使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当該報酬枠の範囲内にて、取締役（社外取締役除く。）に対し報酬等として新株予約権を割当ていたします。割当てを受ける予定の取締役は５名（社外取締役除く。）でありますが、本株主総会における第２号議案が原案どおり可決されますと５名となります。

記

１．有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の取締役（社外取締役除く。）及び従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ること。

２．新株予約権の上限

360個を上限とする。

このうち、当社取締役（社外取締役除く。）に付与する新株予約権は100個、当社従業員に対しては260個を本株主総会の開催日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

３．新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後２年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

４．新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端

数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下ⅰ、ⅱ、又はⅲの各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、１円未満の端数を切り上げる。

ⅰ　当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ　当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。 また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

ⅲ　当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記

(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡できないものとする。

8．新株予約権の取得条項

(1) 以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ又はⅴのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

ⅲ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

ⅳ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11.(1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9．合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につ

き、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記４．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

ⅰ 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅱ 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記５．で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記３．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項上記６．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項
上記８．に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11．に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額
　新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

会　場：大阪府大阪市北区堂島１丁目５番25号
ホテル エルセラーン大阪　５階（エルセラーンホール）

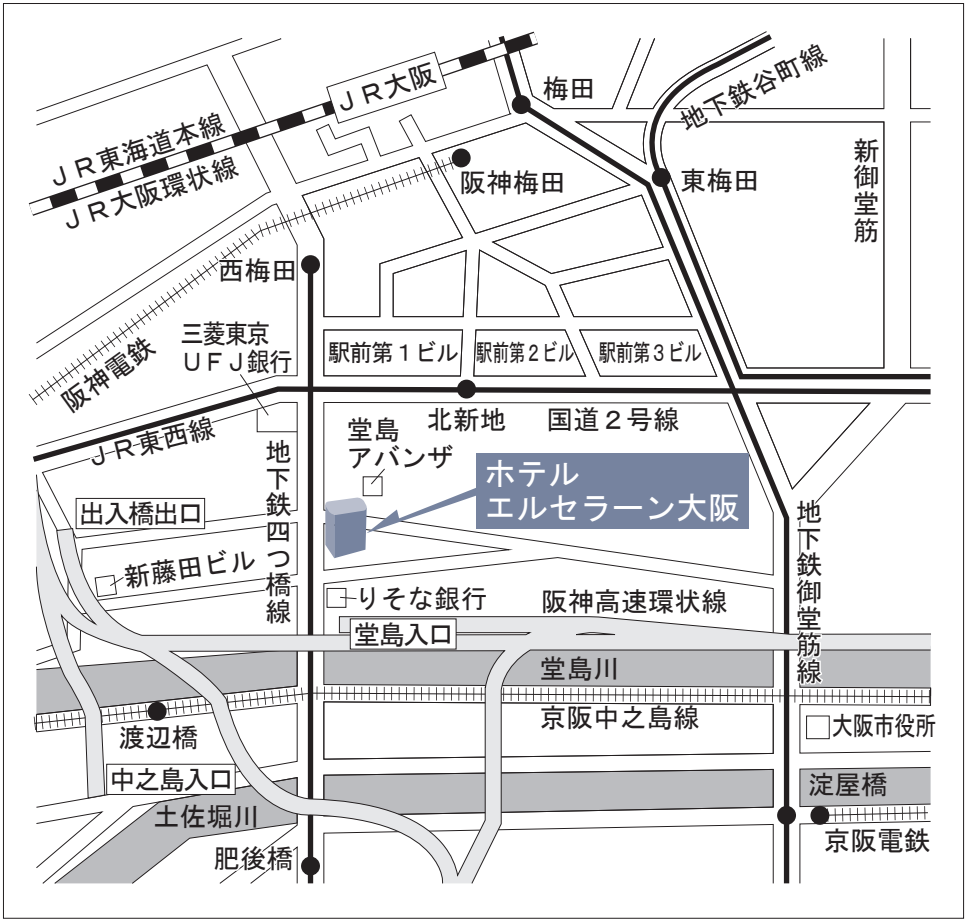


- ＪＲ東西線「北新地駅」より徒歩５分
- ＪＲ「大阪駅」より徒歩10分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩５分
- 地下鉄谷町線「東梅田駅」より徒歩８分